清和研パーティー券の還付金問題について（ご報告）

清和研のパーティー券還付金問題について、私が事務所において担当し、還付金の受領及びその処理を行っていました。この事実については、検事の事情聴取において全て説明済みであり、ご報告させていただきます。

先ず、還付金の処理に関して、清和研から還付金を受領した際に「寄附として処理して欲しい」と要請しましたが、拒否され、「政治資金収支報告書に記載しないように」と強い指示がありました。この還付金の処理方法を一人悩み、考慮の末、受けた還付金は翌年以降の清和研のパーティー券（ノルマ達成のため）の購入費用に充てていました。従って、令和５年までの還付金（411 万円）は全額、派閥に返納しております。

当該還付金の存在については、議員及び京都事務所の会計責任者の秘書らにも全く知らせることなく、私の判断で「清和研から受け取った還付金は清和研に戻す」という方針で、翌年の清和研のパーティー券購入費用に充て処理していました。

以上のとおり、当事務所では、清和研からの還付金に関しては全額を翌年以降の清和研のパーティー券購入に充当しており、一切の流用や裏金蓄積は行っておりません。

なお、清和研が還付金を「寄附」として政治資金収支報告書を訂正することに伴い、当事務所も弁護士に相談の上、同様に政治資金収支報告書を「寄附」として受領し、支出を「清和研パーティー券購入」と訂正するなど適正に処理いたしました。

政治資金収支報告書の訂正に関して選挙管理委員会に確認したところ、現在公表されている３年分以外については、保存期限を超え、廃棄処分されているため訂正できない旨の回答がありました。よって、訂正は令和２年、３年及び４年の３年分となります。

また、当該報告書以前の還付金処理に関しては、当該報告書内容と同様に、翌年の清和研のパーティー券購入費用に充てておりました。そして、令和５年度で還付金残高は「０」となっています。

皆様には大変ご心配をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

令和６年１月 31 日

東京事務所　公設（政策）秘書